

# ○大府市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める指定障害福祉サービス事業者等に対して、法第6条に規定する自立支援給付費（以下「自立支援給付費」という。）に係る障害福祉サービス及び相談支援（以下「自立支援給付対象サービス」という。）に関し、法の規定に基づき行う指導及び監査（以下「指導等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(指導等の対象者)

第2条 指導等の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (2) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の設置者
- (3) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者
- (4) 法第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者
- (5) その他市長が必要と認める者

(指導等の目的)

第3条 指導は、対象事業者が、法及び大府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和3年大府市条例第3号）に規定する基準等を遵守し、自立支援給付対象サービスに係る適正な事業運営を実施しているかを明らかにし、当該対象事業者の適正かつ円滑な事業運営を確保することを目的とする。

2 監査は、通報、苦情等に基づく情報及び指導の結果を踏まえ、次に掲げる場合（以下「指定基準違反等」という。）に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的とする。

- (1) 対象事業者が行う自立支援給付対象サービスの内容等について、法の規定による勧告、命令、指定の取消し及び指定の全部又は一部の効力の停止（以下これらを「行政上の措置」という。）に該当すると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 自立支援給付費に係る請求について、不正又は著しい不当が認められ、又は疑われる場合

(指導等の方法)

第4条 指導等は、これを分けて実施する。

2 指導の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集団指導

必要な指導の内容に応じ、対象事業者を一定の場所に集めて講習等の方式により行う。

- (2) 実地指導

対象事業者の事業所等において、関係書類を閲覧し、関係者から説明を求める面談方式により行うこととし、必要に応じて、市関係部局、他市町村、都道府県及び国（次

項において「関係行政機関等」という。)と合同で行うことができる。

- 2 監査は、対象事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は担当職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該対象事業者の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うこととし、必要に応じて、関係行政機関等と合同で行うことができる。

(指導等の対象者の選定)

第5条 指導は、対象事業者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対して実施する。

(1) 集団指導

自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度の改正、過去の指導事例等を勘案して、市長が必要と認める者

(2) 実地指導

次条第1項に規定する実施計画において、実地指導を行う者として決定したものの他市長が必要と認める者

- 2 監査は、対象事業者のうち、次に掲げる情報に基づき、指定基準違反等に該当する者に対して実施する。

(1) 通報、苦情、相談等に基づく情報

(2) 市町村、相談支援事業所等へ寄せられる情報

(3) 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者の情報

(4) 実地指導において確認した指定基準違反等に係る情報

(5) その他市長が必要と認める情報

(実施計画)

第6条 市長は、毎年度当初に、指導及び監査の実施計画を策定するものとする。

- 2 前項の実施計画は、国の指導方針及び過去の指導及び監査の結果等を総合的に勘案し、当該年度の重点項目を定めた上、指導監査の効率的実施について十分留意して策定するものとする。

(指導等の実施)

第7条 指導等の実施については、次に定めるとおりとする。

- (1) 指導等の実施に当たっては、根拠規定、目的、日時、場所、担当職員、準備すべき資料等必要な事項を、事前に対象事業者へ文書により通知する。ただし、次に掲げる場合は、指導等の開始時に通知できるものとする。

ア 実地指導を行うに当たり、対象事業所において障がい者虐待が疑われるなどの理由によりあらかじめ通知したのでは、対象事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合

イ 監査を行うに当たり、利用者、入所者等の生命又は身体の安全に危険が及ぶおそれがあるなど緊急を要すると認められる場合及び次条の規定により実地指導から監査に移行する場合

- (2) 実地指導及び監査は、担当職員2人以上をもって実施するものとする。

- (3) 実地指導及び監査の実施に当たっては、あらかじめ当該対象事業者から資料の提出を求めるものとする。

- (4) 担当職員は、指導等の実施にあたっては、対象事業者の代表者並びに関係者に対して、指導等への理解と協力を得るため、その趣旨等を説明する。
- (5) 指導等は、公正不偏かつ親切丁寧を旨とし、指導援助的態度で実施し、直接の担当者からの聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として意見の交換を行い、自発的協力が得られるよう努めるものとする。

2 指導の結果の通知は、次に定めるところにより行う。

- (1) 指導の結果は、対象事業者に対し、後日文書で通知するものとする。
- (2) 指導の結果、改善を要すると認められた事項及び自立支援給付に係る費用の請求の過誤による調整若しくは返還を要すると認められた事項がある場合には、期限を定めて改善報告書を提出するよう求めるものとする。

3 監査の結果の通知は、次に定めるところにより行う。

- (1) 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、対象事業者に対し、後日文書でその旨を通知するものとする。
- (2) 前号の文書で指摘した事項については、期限を定めて改善報告書を提出するよう求めるものとする。

(指導から監査への変更)

第8条 実地指導中に、次に掲げる事項を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができるものとする。

- (1) 著しい指定基準違反等が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正であると認められる場合

(行政上の措置)

第9条 監査の結果、運営基準等の違反等が認められた場合には、必要に応じて、行政上の措置を行うものとする。この場合において、勧告又は命令を受けた対象事業者に対しては、期限を定めて当該勧告又は命令に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第10条 前条の規定により、指定障害福祉サービス事業者等に対して、命令又は指定の取消し若しくは指定の全部又は一部の効力の停止を行おうとする場合は、監査後、当該処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号に規定する聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。)

(経済上の措置)

第11条 市長は、監査の結果、自立支援給付対象サービス又は自立支援給付費の請求に関し、不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、法第8条第2項に基づく不正利得の徴収を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。